

令和8年度水路暗渠調査業務委託

仕様書

令和8年度

高槻市都市創造部下水河川事業課

仕様書

1. 本仕様書の適用範囲

この仕様書は、令和8年度水路暗渠調査業務委託に適用するものとする。

また、仕様書に記載の無い事項については、通知された市職員（以下「調査職員」という。）と協議の上、決定する。

2. 業務の内容

(1) 業務場所

高槻市 市内一円

(2) 業務の目的

本業務は、既存資料の河川水路網図と過年度に実施した水路調査で作成した水路調査図のデータを照合し、河川水路網図に記載された水路の有無を確認することに加え、河川水路網図には記載はあるものの水路調査図に存在しない水路について現地状況を調査したうえで必要に応じて簡易な測量を行い、その結果を台帳として整理し、報告書と GIS データを作成することを目的とする。

(3) 業務の内容

- ①作業計画 一式
- ②河川水路網図と水路調査図データ照合 35.7km²
- ③河川水路網図現状調査 35.7km²
- ④GISデータ作成 35.7km²
- ⑤報告書作成 一式
- ⑥打合せ業務 一式

(4) 作業計画

既存資料の整理等を行うこと。

(5) 河川水路網図と水路調査図データ照合

既存資料の河川水路網図と過年度に実施した水路調査で作成した水路調査図データの照合を行うこと。なお、成合排水区については、水路調査を未実施のため現地にて水路の位置について簡易な測量による水路形状や線形を調査した後に照合すること。

また、調査区域で前島排水分区は除くものとする。詳細は受注者決定後に説明するものとする。

(6) 河川水路網図現状調査

照合したデータを基に、河川水路網図に記載された水路の有無を確認することに加え、河川水路網図には記載はあるものの水路調査図に存在しない水路について現地状況を調査したうえで必要に応じて簡易な測量を行い、その結果を台帳として取りまとめること。

- (7) GISデータ作成
調査した結果をGISデータとして作成すること。
- (8) 報告書作成
調査結果を電子データにて取りまとめること。
- (9) 打合せ業務
打合せについては、業務着手前、中間打合わせ、成果物納入時の3回を予定している。

3. 配置技術者

- (1) 受注者は、管理技術者をもって秩序正しく業務を行わせるとともに、高度な技術を要する部門については、相当の経験を有する技術者を配置しなければならない。
- (2) 測量技術者
 - ①主任技術者は、測量士の取得後、測量に関して8年以上の実務経験を有する者とする。
 - ②測量技師は、測量士の取得後、測量に関して3年以上の実務経験を有する者とする。
 - ③測量技師補は、上記以外の測量士または測量士補の取得後、測量に関して1年以上の実務経験を有する者とする。
 - ④測量助手は、測量に関して1年以上の実務経験を有する者とする。
- (3) 受注者は、業務の進捗を図るため、契約に基づく必要な技術者を配置しなければならない。

4. 作業上の留意点

- (1) 費用の負担
業務の検査等に伴う必要な費用は、原則として受注者の負担とする。
- (2) 法令等の遵守
受注者は、業務の実施にあたり、関連する法令等を遵守しなければならない。
- (3) 中立性の保持
受注者は、常に測量業者としての中立性を保持するよう努めなければならない。
- (4) 秘密の保持
受注者は、業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。
- (5) 作業中の注意
受注者は、業務中に無断で民地内には立ち入らず、事前に連絡をとり、苦情等の無いように努めなければならない。また、業務中は、調査職員より承諾を受けた測量等調査員証を常に携帯し、業務を行うこと。

5. 損害賠償及び補償

- (1) 受注者は、水路施設に損害を与えたときは、直ちに調査職員に報告し、その指示を受

けるとともに、速やかに現状復旧に努めなければならない。

- (2) 受注者は、注意義務を怠ったことにより、万一第三者に損害を与えたときは、その復旧及び賠償に全責任を負うとともに、遅滞なく調査職員に報告しなければならない。

6. 業務工程管理

- (1) 受注者は、あらかじめ提出した業務工程表に従い、業務工程管理を適正に行うこと。
- (2) 予定の業務工程表と実績に差が出た場合は、必要な措置を講じて、調査の円滑な進行を図らなければならない。
- (3) 受注者は、毎月末に調査の進捗状況を調査職員に報告しなければならない。
- (4) 日程の都合上、祝日及び閉庁日等に調査を行う必要がある場合は、あらかじめ、その調査内容及び調査時間等について、調査職員の承諾を得なければならない。

7. 成果品

成果品については、次の図書を作成して提出すること。ただし、電子データについては、SHP（シェイプ）形式及びMXD形式とする。

なお、受注者は業務完了後といえども成果品の品質が本契約の内容に適合しない場合、速やかに訂正しなければならない。これに対する経費は全て受注者の負担とする。

- (1) 報告書（台帳含む）
 - ・紙媒体 : 2部
 - ・電子データ : 正副2部（CD-R等）

以上